

学校現場における多忙化の現状とその対策

四牟田 修三

日教組・生活局次長

はじめに

2006年10月に、労働科学研究所による「教職員の健康調査結果」が発表され、2007年5月には、文部科学省による「教員勤務実態調査」が公表された。「教職員の健康調査結果」によると、健康状態に不調を訴える教職員の比率が全職業平均の約3倍で、7割以上の教職員が家庭・余暇生活を犠牲にしているという結果だった。また、9割の教職員が「もっと子どもたちと一緒に時間が欲しい」、「授業の準備の時間が不足している」と答えている。さらに、文部科学省の調査結果でも、小中の教員の平均超過勤務時間は、持ち帰り仕事も含めると、月平均46時間（9月）から55時間近く（7月）にものぼっているなど、多忙化・長時間労働の実態が裏付けられる結果となった（高校も同様の傾向にあるとしている）。

二つの調査の結果から、学校の多忙化の状況は想像以上に深刻化しており、教職員の健康実態は極めて劣悪な状況にあると言わざるを得ない。日教組は、教職員が心身の健康を取り戻し、その力量を十分に發揮し生き生きと仕事を続けることが、子どもたちの豊かな学びと育ちを保障することになると確信している。教職員のワーク・ライフ・バランスは、子どもたちにゆきとどいた教育を行うための喫緊の課題である。

増大する休職者と精神疾患

長時間労働に従事する教職員は疲労し、その蓄

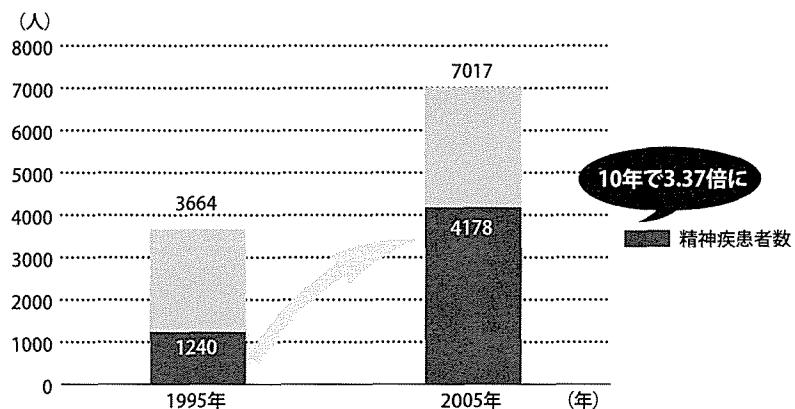
積が健康破壊をもたらす。休職者は2006年度に7665人と1996年度の2倍になり、その内、精神疾患による休職者は2006年度4675人と1996年度の3.4倍にも増大している（図1参照）。他の地方公務員職との比較においても、教職員の精神疾患を理由にした休職者の比率は著しく高い（図2参照）。

これらの原因に学校の多忙化・過重労働があることは言うまでもなく、一人ひとりの子どもにそくしたきめ細やかな対応や保護者や地域社会からの要請と期待への対応が原因となっている。少人数教育を推進するために必要な教職員定数は改善されないままである。多忙化に一層拍車をかけるものとして、直接的な子どもとの関わりとは違う業務（複雑化・多様化する保護者や児童生徒への対応など）も増えている。また、学校外の主催の行事や研究会活動の多さ、部活動の過熱なども原因の一つとなっている。

労安体制が遅れている学校現場

これまで、学校現場における教職員の労働安全衛生活動は、他業種に比して最も遅れをとっていたと言っても過言ではないだろう。「学校保健法」のみによって規定されているかのような誤解や、大部分の中学校等が、衛生委員会等の設置義務の枠外に置かれてきていることなどから、民間職場からも、一般的の公務職場からも比べても遅れていたのである。言うまでもなく、労働者の安全と健康に関する事業者責任については労働安全衛生法に規定があり、地方公務員もその対象とされている。労働安全衛生法は

図1 病気休職者数における精神疾患患者の割合



刑事罰を伴う法律であり、事業場には民事上の「安全健康配慮義務」が課せられている。

このように労安体制が遅れていた学校現場であつたが、改正労安法等によってようやく推進委員会の設置や安全衛生推進者の選任等が学校現場で進み出している。文部科学省は2006年4月、2007年12月、2008年5月と相次いで通知を出し、各都道府県教育委員会、各指定都市教育委員会に対し公立学校における労働安全衛生管理体制の整備促進について万全を期すようにと述べている。特に、その通知文書の中で「体制の整備は、教職員が意欲と使命感を持って教育活動に専念できる適切な労働環境の確保に資するものであり、ひいては、学校教育全体の質の向上に寄与する観点からも重要なものです」と述べ、また、「平成20年4月より、常時50人未満の労働者を使用する事業場も含め、すべての事業場に面接指導等の実施が義務付けられたことから、すべての学校において、面接指導を実施できるような体制の整備を行う必要があります。」としている。更に、国会の付帯決議で「平成20年4月の改正労働安全衛生法の完全実施に当たっては、管理者による過重労働の対策に万全を期すこと」とされたことも引用し、それぞれの所管の学校及び市町村教育委員会への周知徹底も指示している。

日教組の方針と具体的取り組み

日教組は2007年度の定期大会において、次のような2年間の基本方針を決定した。

すべての職場への衛生委員会の設置と活性化にむけたとりくみを推進する。単組・支部での学習会などを開催し、労働安全衛生体制確立に向けて共通理解をはかる。

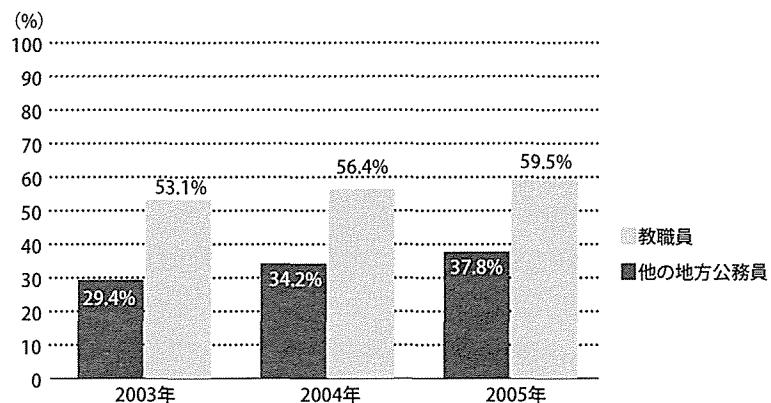
2008年4月までの労安体制確立とその定着を目的として、「日教組労働安全衛生月間」の設定など、全国的な取り組みを展開する。

公務災害・労働災害認定に関わっては、災害発生段階から組織的に対応ができる体制を整えとりくむ。また、認定基準の改善や補償内容の充実を求めていく。

アスベストが社会問題化している状況から、学校の枠にとどまらない広範な運動展開として、連合や関係団体としてとりくむ。

また、2008年6月の中央委員会においては、この間の活動の経過を確認し、今後の具体的なとりくみを決定した。「改正労安法に伴う適正な労働時間管理のとりくみを強めるとともに、全国一斉にとりくんだ

図2 病気休職者のうち精神疾患による率の他の地方公務員（教員・警察職員以外）との比較



労安体制の職場チェック結果を発信した。また、法の周知・徹底を促すために、文科省が実施した労働安全衛生に関する調査結果の早期の公表及び、医師による面接指導も含めた再通知を行うよう求めた、「改正労安法の4月施行に伴い、適正な労働時間管理・長時間及び過重労働の抑制を実効あるものとするよう、教育委員会への交渉・協議並びに校長交渉を強化する。」

現在、文科省が7月に公立学校等における労働安全衛生管理体制の整備状況についての調査を予定していることを受け、日教組は各県の教職員組合に対して、現在のとりくみ状況の報告を求めている。特に、文科省通知が都道府県教育委員会・指定都市教育委員会は言うに及ばず、各市町村教育委員会・学校まで周知され、趣旨が徹底しているかを調査しているところである。

問題点と課題

学校現場における問題点は前述したように、民間職場や一般の公務職場から遅れていたことに起因して、労働安全衛生に対する知識や意識が不十分であり、教育委員会そのものが十分に対応できていないのが実態である。特に、学校現場においては、校長・教頭などの管理職が十分に理解できていないこと

に大きな問題点があると言わざるを得ない。

文科省の通知の中でも「平成19年5月1日現在の調査結果によれば、衛生管理者等の選任、衛生委員会等の設置のいずれに関しても、未だ十分に設置されていない状況」と認めている。また、衛生委員会が設置されていても、開店休業中のような状態であったり、中身の十分な論議ができず衛生委員会としての機能が十分に發揮できていないのが実情である。従って、日教組にとっての課題は、いかに労働安全衛生活動を理解し、学校現場に定着させるかが重要な課題となっている。9月には、各県の教職員組合の労安担当者を集め、現在、行っている調査結果を基に、現場での定着化に向けたとりくみを強めていく予定である。そのために、「労働安全活動の基本」のような具体的な資料を準備して、衛生委員会が実際に機能していくような手立てを検討している。

格差是正とワーク・ライフ・バランスの実現は連合の最重点課題である。日教組としても多忙化する学校現場をふまえ、今こそ、増大する休職者や精神疾患をストップさせるこのとりくみを強めていく。

組合員の生活と命を守るために、組合員自身の意識化をはかる中で、労働安全衛生活動を積極的に進めて行きたい。■